

# (別紙資料5) 国の売却入札・公募に参加するための全省庁統一資格の取得について

- 国のPPE備蓄品については、一般競争入札の仕組みにより売却するため、国から購入する（応札する）のは入札参加資格を有する事業者（卸業者等）と想定。医療機関等は、卸業者等に、国の売却製品を取り扱っているか否かや、卸業者等からの購入条件などの相談、購入の申込み等を行って、卸業者等から購入することを想定している。  
ただし、医療機関等が国備蓄品の売却入札・公募に応札・応募する場合は、国から購入できる。  
※ 今回の売却では、国がその負担で購入者に売却製品を一定の期間・頻度で（即時ではない）配送し、引き渡す方式（配送方式）の設定を拡大。
- 国のPPE備蓄品について、国から購入するには、国の売却入札（一般競争入札）又は売却公募に応札・応募していただく必要があり、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。  
  
※ 「物品の買受け」のA、B又はCのいずれの等級でも、全ての売却単位の入札・公募に参加可能。

## <全省庁統一資格の取得について>

- 「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）の取得については、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」URL: <https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html> をご参照ください。  
※ 本社・営業所の所在地が「関東・甲信越」以外でも、取得可能です。  
※ 医療法人等も、取得可能です。
- 令和04・05・06年の定期および随時の資格審査結果通知書の発行には、一定の時間がかかりますので、ご注意くださいませうお願いします。

## (参考)

- ・ 「物品の買受け」の全省庁統一資格は、事業者の年間平均販売高、自己資本額、流動比率、営業年数により付与される点数によって、以下のようにA、B又はCの等級が設定されます。
- ・ A、B又はCの等級が設定されますが、「物品の買受け」ではどの等級でも入札・公募に参加可能です。

### <物品の買受け>

数値：等級  
70点以上：A  
50点以上70点未満：B  
50点未満：C